

伊勢原市プレミアム付 商品券事業のご案内

伊勢原市

伊勢原市田中348

TEL 0463-94-4732 (商工観光課)

TEL 0463-94-4718 (福祉総務課)

伊勢原市商工会

伊勢原市伊勢原2-7-31

TEL 0463-95-3233

FAX 0463-96-4125

Last update 2019/5/10

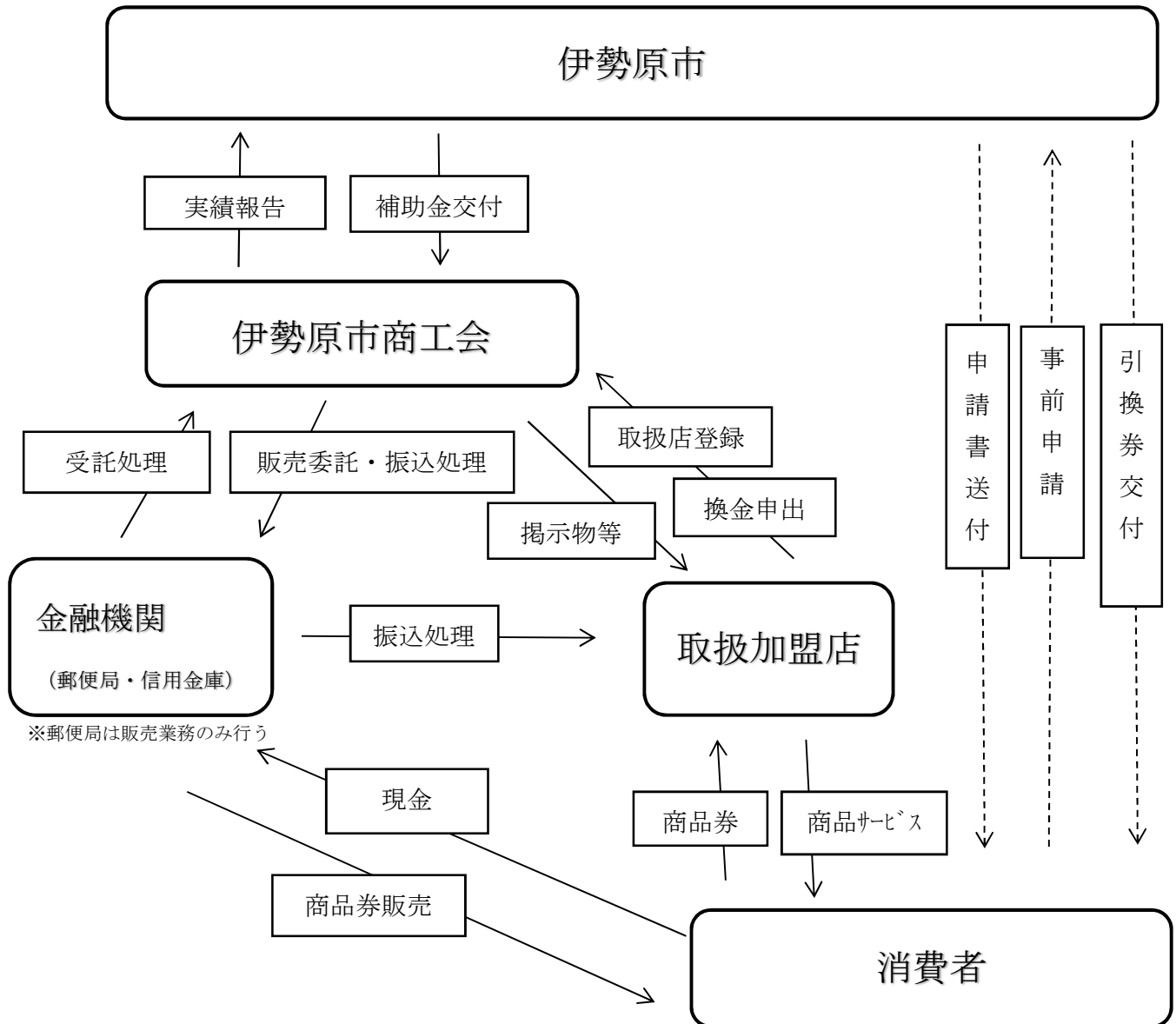
1. 伊勢原市プレミアム付商品券事業概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 目 的 | 伊勢原市は、消費税・地方消費税率上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、国における「プレミアム付商品券事業費・事務費補助金」を活用し、住民税非課税者・子育て世帯主を対象とした『プレミアム付商品券』の発行事業を行います。 |
| 2 実施主体 | 伊勢原市、伊勢原市商工会 |
| 3 名 称 | 伊勢原市プレミアム付商品券 |
| 4 販売開始 | 令和元年9月24日（火） |
| 5 購入対象者 | 住民税非課税者、3歳6ヶ月未満児の子供を含む世帯の世帯主 |
| 6 購入方法 | 3歳6ヶ月未満児の子供を含む世帯の世帯主及び住民税非課税者のうち申請を行った者に対し購入引換券を郵送します。
購入希望者は所定の販売場所に購入引換券を持参し商品券を購入します。 |
| 7 使用期間 | <u>令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）まで</u> （使用期間を過ぎた場合は、無効となります。） |
| 8 発行総額 | 3.75億円（プレミアム分を含む） |
| 9 プレミアム率 | 25%上乘せ方式（プレミアム分7500万円） |
| 10 販売額 | 4,000円／1セット |
| 11 商品券額面 | 5,000円／1セット（500円券 10枚） |
| 12 発行数 | 75,000セット |
| 13 購入限度 | <u>商品券の購入は、引換券1枚当たり5セットまで。</u> |
| 14 使用制限 | 上限はありません。 |
| 15 販売所 | 伊勢原市内の信用金庫及び郵便局 |
| 16 取扱店の明示 | 取扱店用ポスターをお渡しします。 |
| 17 換金手数料 | ありません（事業者の負担なし） |

18 利用できない商品・サービス

- ①出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、公共料金など）
- ②土地、家屋、家賃、駐車場代等の不動産にかかる支払
- ③有価証券、商品券等の換金性の高いものの購入
- ④たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項による小売定価以外による販売の禁止）
- ⑤性風俗関連特殊営業において提供される役務

2. 商品券事業のしくみ



3. 取扱上の注意事項

(1) 商品券の取扱について

- 1) 有効期間 令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
有効期間を過ぎた商品券は無効となり、商品との取替はできません。
- 2) 換金期間 令和元年10月から令和2年3月までの指定する日
※日程及び受付時間の詳細は「換金受付日程」をご参照下さい。
- 3) 対象者 住民税非課税者及び3歳6ヶ月未満児の子供を含む世帯の世帯主が対象となります。

(2) 不正行為について

- 1) 取扱店は自らの事業に係る仕入・経費の支払いをするために商品券を購入、使用する事はできません。
- 2) 商品券は他人に売却できません。
- 3) 取扱店における不正使用・不正換金があった場合には、返還請求等の処置をさせていただきます。

(3) お客様等への対応について

- 1) 取扱店は、商品券利用者に対して、各々値引き販売やその他のサービス付加を行って下さい。
- 2) つり銭が出ない旨の周知を、従業員やお客様に行ってください。

4. 取扱店の登録

- (1) 取扱店として登録できるのは、伊勢原市内の営業店舗のみです。取扱店と同系列(本・支店)であっても伊勢原市外の店舗では商品券は使えません。
- (2) 取扱店登録をした店舗については、「取扱店ポスター」を配布しますので、店頭の良い見える場所に掲示して下さい。お客様に安心して入店いただけるようご協力をお願いします。
ポスターが足りない場合は、予備がありますので、商工会までお問い合わせ下さい。

5. お客様への対応

- (1) 購入対象者に対し、9月上旬から申請のあった順に随時「購入引換券」を送付します。
- (2) 購入希望者は令和元年9月24日(火)から令和2年1月31日(金)の間に、指定した金融機関等で商品券の引換を現金で行った後、商品購入や飲食・サービスの提供を受けます。

- (3) 購入希望者は、購入引換券1枚につき、5セットまで商品券を購入することができます。商品券の購入は、販売期間内であればいつでも可能です。
- (4) 商品券を持参したお客様から、商品販売や飲食・サービス提供の対価500円につき1枚の商品券を受け取って下さい。
- (5) 1回のお買い物におけるお客様の使用制限はありません。
- (6) つり銭は出せません。(消費需要喚起のため)
- (7) お買い物に際して、商品券の使用の有無問わず同様に対応し、商品を限定した販売をしないようにお願いします。

6. 偽造及び汚損した商品券の取扱

- (1) 商品券は偽造防止対策として、ホログラム(複製防止)と番号管理による印刷を施してありますので、見本券を参照の上ご確認下さい。
- (2) 偽造券と思われる商品券を発見した場合や、「伊勢原市プレミアム付商品券」と判別できないほどに汚損した商品券をお持ちのお客様がお見えになった場合は、すぐに商工会事務局(電話:0463-95-3233)までご連絡下さい。

7. 商品券の換金方法

- 1) 換金手続きは、伊勢原市商工会の専用窓口にて行います。(以下、「商工会」という)
- 2) 換金する場合は、換金受付日(受付日・受付時間に注意)に、使用済み商品券と「商品券換金依頼書」を、商工会の専用窓口を持参(換金申出)して下さい。
- 3) 商工会での受付時間は2部制となります。(時間厳守)
 - 【1部】9時00分～11時00分
 - 【2部】13時00分～16時00分
- 4) 使用済み商品券の裏面に店名を記入又は押印(店名ゴム印)して下さい。
- 5) 店名記入のない商品券は、換金できません。
- 6) 100枚以上の場合は、100枚ごとに1束にして輪ゴムでまとめて下さい。(紙幣計数機で読み取りますので、ホチキス、のり等ではまとめないで下さい。)1束(100枚)の場合は、先頭と最後の商品券に店名を記入又は押印(店名ゴム印)でも可能です。
- 7) 持参された商品券の枚数を商工会窓口で確認を受けた上、「商品券換金依頼書の控え」をお受け取り下さい。
- 8) 商工会は持参された商品券と「商品券換金依頼書」の内容を照合した上で、換金申出日より5営業日以内に事前登録いただいた口座へ換金額を振り込みます。現金でのお渡しは一切行いません。

換 金 受 付 日 程

(受付時間は以下の日程のいずれも同じ)

【1部】 午前9時00分～午前11時00分

【2部】 午後1時00分～午後 4時00分

令和元年10月	小型店受付日	大型店受付日
	16日(水)	17日(木)
令和元年11月	小型店受付日	大型店受付日
	13日(水)	14日(木)
令和元年12月	小型店受付日	大型店受付日
	11日(水)	12日(木)
令和2年1月	小型店受付日	大型店受付日
	8日(水)	9日(木)
令和2年2月	小型店受付日	大型店受付日
	12日(水)	13日(木)
令和2年3月	小型店受付日	大型店受付日
	4日(水)	5日(木)
小型・大型店問わず最終受付日として【3月6日(金)】		

※上記厳守にてお願い致します。指定日以外の受付は原則として行いません。

※換金申出日より5営業日以内に事前登録いただいた口座へ換金額を振り込みます。

現金でのお渡しは一切行いません。